



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課土地対策室及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

土地利用基本計画図地区別面積

区分	変更前		変更後	
	面積(ha)	県土面積に対する割合(%)	面積(ha)	県土面積に対する割合(%)
都市地域	343,350	25.3	347,465	25.6

企画課土地対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人縁舎

3 代表者の氏名

宮澤里志

4 主たる事務所の所在地

大町市大町4799番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、誰もが（高齢者、障害者、児童等）地域でその人らしい生活が出来る地域社会の実現を図るために、高齢者や障害者の自立生活に関する事業や高齢者・障害者・児童が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県税諸通知はがき化処理業務委託一式

(2) 役務の特質

印刷された帳票のはがき化処理

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 入札方法

はがき化処理1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026（235）7052

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月26日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月24日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成20年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び調達仕様書によります。

税務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

内部事務総合システム運用支援及び保守業務委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 納入場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 5の(3)により一般競争入札参加資格確認申請を行い、当該入札の参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課支援係・システム係

電話 026（232）0111 内線 5364

4 入札手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 名称 長野県総務部総務事務課支援係・システム係

イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 一般競争入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を次のとおり提出し（郵送による場合を含む。）、一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。

ア 受付期間

平成20年3月14日（金）から平成20年3月24日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部総務事務課支援・システム係

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月26日（水）午後3時

イ 場所 長野県庁 西庁舎打合室1

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該

契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

総務事務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

電子複合機1台（付属品及び用紙以外の消耗品を含みます。）

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 林務部森林整備課

- (5) 入札方法

複写1回当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林整備課

電話 026（235）7272

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月24日（月）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階211号室

- (3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月17日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明をしてください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 処分をした年月日

平成20年3月12日

- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社上架設

松本市寿北1丁目13番3号

上条泰彦

長野県知事（般-15）第22222号

- 3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定による一般建設業許可（とび・土工工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

営業所の所在地を確知できないため、平成20年2月7日付けてその事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても株式会社上架設から申し出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

5 その他

(1) 株式会社上架設は、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、長野県知事に対して異議申立てをすることができます。

(2) 株式会社上架設は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、正当な理由がある場合を除き、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土木政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

建設工事等入札参加資格審査システム運用支援業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分

がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に事業所を有する者であること。

(5) 過去に同種の業務契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部土木政策課技術管理室

電話 026（235）7027

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月28日（金）午後3時30分

イ 場所 長野県庁 議会棟501号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月27日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明して下さい。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

土木政策課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可しました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 組合の名称

長野駅前A-3地区市街地再開発組合

2 事務所の所在地

長野市大字南長野末広町1356番地

3 事業施行期間

平成20年3月13日から平成22年12月31日

4 施行地区

長野市大字南長野字石堂東沖1356-1、1356-3、1356-4、
1356-5、1356-7、1356-8、1356-9、1356-12及び1356-

4地先の一部

5 設立認可の年月日

平成20年3月10日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

2に掲げる事務所に掲示するほか、特に必要がある場合は官報に掲載して行います。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成20年4月11日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院中央監視業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の空調、電気、給排水、医療ガス及び防災の設備の運転及び監視業務並びに日常警備、緊急時対応、小破修繕、エネルギー管理等の業務

(3) 履行期間

平成20年6月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年以内に300床以上の病院の中央監視業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(5) 次の要件のすべてに該当する者を配置することができる者であること（複数の者で当該要件のすべてを満たす場合を含む。）。

ア ポイラー技師（1級以上）で実務経験が1年以上の者であること。

イ 高圧ガス丙種化学責任者（特別）又はC E講習修了者で、病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

ウ 電気工事士（2種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

エ 電気主任技術者（3種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

オ 冷凍機械責任者（3種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

カ エネルギー管理士で、省エネ提案の作成ができる者であること。

キ 危険物取扱主任者（甲種又は乙4類）

(6) 中央監視業務履行に必要な人員を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026（245）1650 内線 3110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月28日（金）午後2時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月24日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県木曽建設事務所長 西澤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県木曽建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法（昭和25年法律第131号）の規定による登録点検業者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島2757-1 長野県木曽合同庁舎

長野県木曽建設事務所 総務課

電話 0264（25）2237

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月28日（金）午前11時

イ 場所 長野県木曽合同庁舎 501会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月21日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木

曾建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県木曾建設事務所長 西澤 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成20年度県単砂防管理事業に伴う御岳山監視カメラの保守点検業務

- (2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 履行場所

長野県木曾建設事務所管内

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去10年内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎

長野県木曾建設事務所 総務課

電話 0264 (25) 2237

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月28日（金）午前10時

イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月21日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木曾建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月13日

長野県土尻川砂防事務所長 山崎賢一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成20年度県単砂防管理に伴う土砂災害監視施設の保守点検業務（1）

- (2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所 長野県土尻川砂防事務所管内	する場合は、納付する必要はありません。
(5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。	(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。	(8) 契約書作成の要否 必要とします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。	5 その他
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県土尻川砂防事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法（昭和25年法律第131号）の規定による登録点検業者であること。	(2) 詳細は、入札説明書によります。
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市七二会己973-1 長野県土尻川砂防事務所 総務課 電話 026（229）2511	<div style="text-align: right;">砂防課</div>
4 入札手続等 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成20年3月25日（火）午前10時 イ 場所 長野県土尻川砂防事務所 2階会議室 (3) 郵便入札の可否 郵便による入札は、受け付けません。 (4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月19日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。 (5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。 (6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当	

する場合は、納付する必要はありません。
(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(8) 契約書作成の要否 必要とします。
(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
5 その他
(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県土尻川砂防事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(2) 詳細は、入札説明書によります。
<div style="text-align: right;">砂防課</div>
公告 次のとおり一般競争入札に付します。 平成20年3月13日 長野県土尻川砂防事務所長 山崎賢一
1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務 平成20年度県単砂防管理に伴う土砂災害監視施設の保守点検業務（2） (2) 役務の特質 入札説明書のとおりです。 (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） (4) 履行場所 長野県土尻川砂防事務所管内 (5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。 (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第